

大阪市市税条例の一部を改正する条例案

大阪市市税条例（平成29年大阪市条例第11号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3節 軽自動車税（第113条－第127条）」を

「第3節 軽自動車税

第1款 通則（第113条－第114条）

に改める。

第2款 環境性能割（第114条の2－第114条の10）

第3款 種別割（第115条－第127条）

」

第13条中第4項を第6項とし、同条第3項中「第1項」を「第1項又は第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第2項の次に次の2項を加える。

3 市長は、災害その他やむを得ない理由により、申告等に関する期限までに申告等をすべき者（第1項の規定の適用がある者を除く。）であって当該期限までに当該申告等のうち特定の税目に係る大阪市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年大阪市条例第86号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申告その他の特定の税目に係る特定の行為をすることができないと認める者（以下この項及び次項において「対象者」という。）が多数に上ると認める場合には、対象者の範囲及び期日を指定して当該期限を延長する。

4 前項の規定による指定は、市長が当該指定をしようとする対象者の範囲及び期日を告示することにより行う。

第14条第1項第1号中「第134条」を「第114条の5第1項、第134条」に改め、同項第3号中「第136条第2項」を「第114条の6第2項、第136条第2項」に改め、同条第4項及び第5項中「によって」を「により」に改める。

第25条第1項中「のいずれかに掲げる者」を「に掲げる者のいずれか」に改める。

第26条第1項中「100分の6」を「100分の8」に改める。

第27条第1項中「100分の9.7」を「100分の6」に改める。

第29条第1項中「その者」を「当該納税義務者」に改め、同条第7項及び第8項中「にあつては」を「には」に改め、同条第16項中「除く」を「除く。以下この項において同じ」に改め、同項第2号中「寄附等をした」を「指定寄附金等を支出した」に改め、同項第3号及び第4号中「寄附等」を「指定寄附金等」に改める。

第31条中「第313条第13項の申告書」を「第313条第13項に規定する特定配当等申告書」に、「同条第15項の申告書」を「同条第15項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に改める。

第33条第1項ただし書、第3項及び第4項中「によって」を「により」に改め、同条第7項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。第151条第4号において同じ。）

第56条の見出しを「(災害による被害を受けた者に対する市民税の減免)」に改める。

第80条中「第349条の3」を「第349条の3又は第349条の3の4」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(法第349条の3第28項等の条例で定める割合)

第80条の2 法第349条の3第28項の条例で定める割合は、3分の1とする。

2 法第349条の3第29項の条例で定める割合は、3分の1とする。

3 法第349条の3第30項の条例で定める割合は、3分の1とする。

第84条の見出しを「(区分所有に係る家屋等に対して課する固定資産税額のおん分割割合の補正)」に改め、同条第1項中「区分所有者（法第352条第1項に規定する区分所有者をいう。以下この節において同じ。）全員の共有に属する共用部分に係る建物の区分所有等に関する法律第14条第1項から第3項までの規定による割合」を「法第

352条第1項に規定する建物の区分所有等に関する法律第14条第1項から第3項までの規定の例により算定した専有部分（法第352条第1項に規定する専有部分をいう。以下この条において同じ。）の床面積の割合」に、「区分所有者全員」を「区分所有者（法第352条第1項に規定する区分所有者をいう。以下この節において同じ。）全員」に、「程度等」を「程度又は仕上部分の程度」に、「によって」を「により」に改め、同条第2項第4号中「による」を「の例により算定した専有部分の床面積の」に改め、同条に次の4項を加える。

- 3 法第352条第2項に規定する同項各号に定める専有部分の床面積の居住用超高層建築物（同項に規定する居住用超高層建築物をいう。以下この条において同じ。）の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合について、区分所有者全員が専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度又は仕上部分の程度の差違に応じて協議して定めた補正の方法を申し出た場合において、市長が当該補正の方法を適当と認めるときは、当該補正の方法により当該割合を補正することができる。
- 4 前項の規定による申出は、当該居住用超高層建築物に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに、次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。
 - (1) 代表者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
 - (2) 居住用超高層建築物の所在
 - (3) 各区分所有者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
 - (4) 各区分所有者に係る法第352条第2項に規定する同項各号に定める専有部分の床面積の居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合
 - (5) 補正の方法
 - (6) その他市長が必要と認める事項

5 法第352条第2項第1号に規定する総務省令で定めるところにより補正した専有部分の床面積について、区分所有者全員が当該居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格を勘案して協議して定めた補正の方法を申し出た場合において、市長が当該補正の方法を適当と認めるときは、当該補正の方法により当該専有部分の床面積を補正することができる。

6 前項の規定による申出は、当該居住用超高層建築物に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに、次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 代表者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
- (2) 居住用超高層建築物の所在
- (3) 各区分所有者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
- (4) 各区分所有者に係る法第352条第2項第1号に規定する総務省令で定めるところにより補正した専有部分の床面積
- (5) 補正の方法
- (6) その他市長が必要と認める事項

第85条第2項中「以後3年」を「から起算して3年」に、「各年度」を「各年度とし、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第101条第2項において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第101条第2項において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする」に改める。

第91条第4項中「まで」を削る。

第95条第1項中「によって」を「により」に改め、同項第3号中「事由に」を「事由のいずれにも」に、「にあっては」を「には」に改める。

第101条第2項中「以後3年」を「から起算して3年」に、「各年度分」を「各年度分とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。」に改める。

第2章第3節中第113条の前に次の款名を付する。

第1款 通則

第113条第1項中「原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車（以下この節において「軽自動車等」という。）」を「3輪以上の軽自動車」に、「その所有者に」を「当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割により、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割により」に改め、同条中第2項を次のように改める。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、製造により3輪以上の軽自動車を取得した自動車製造業者、販売のために3輪以上の軽自動車を取得した自動車販売業者その他運行（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第5項に規定する運行をいう。次条第3項及び第4項において同じ。）以外の目的に供するために3輪以上の軽自動車を取得した者として政令で定めるものを含まないものとする。

第113条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「その使用者に対して、軽自動車税」を「当該軽自動車等の使用者に種別割」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（軽自動車税のみならず課税）

第113条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保

している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 自動車製造業者、自動車販売業者又は前条第2項の政令で定める3輪以上の軽自動車を取得した者（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この項及び第114条の5第1項第1号において「車両番号の指定」という。）を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を本市の区域内に持ち込んで運行の用に供した場合（他の市町村の区域から本市の区域内に持ち込んで運行の用に供した場合を除く。）には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第114条中「第443条第2項」を「第445条第2項」に改め、同条の次に次の1款及び款名を加える。

第2款 環境性能割

（環境性能割の課税標準）

第114条の2 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として総務省令で定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第114条の3 法第451条第1項各号に掲げるガソリン軽自動車(法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車をいう。次項において同じ。)のうち3輪以上のもの(同条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。次項及び第3項において同じ。)の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、100分の1とする。

2 ガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(乗用車又は車両総重量(法第446条第1項第3号ロに規定する車両総重量をいう。)が2.5トン以下のトラックに限る。)であって、法第451条第2項各号のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの(法第446条第1項及び前項(第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。

3 法第446条第1項及び第451条第4項並びに前2項の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車以外の3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、100分の3とする。

4 法第446条第2項に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率算定軽自動車に対して課する環境性能割の税率については、法第451条第4項に定めるところによる。

(環境性能割の徴収の方法)

第114条の4 環境性能割の徴収については、申告納付の方法による。

(環境性能割の申告納付)

第114条の5 環境性能割の納税義務者は、次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、総務省令で定める様式により、環境性能割の課税標準額、環境性能割額その他必要な事項を記載した申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

- (1) 車両番号の指定を受ける3輪以上の軽自動車 当該車両番号の指定の時
- (2) 前号に掲げる3輪以上の軽自動車以外の3輪以上の軽自動車で、道路運送車両

法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき3輪以上の軽自動車 当該記入を受けるべき事由があった日から15日を経過する日（その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時）

(3) 前2号に掲げる3輪以上の軽自動車以外の3輪以上の軽自動車 当該3輪以上の軽自動車の取得の日から15日を経過する日

2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。以下この項において同じ。）は、前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、総務省令で定める様式により、当該3輪以上の軽自動車の取得者が取得した3輪以上の軽自動車について必要な事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

（環境性能割の期限後申告及び修正申告納付）

第114条の6 前条第1項の規定により同項に規定する申告書（以下この条及び次条において「申告書」という。）を提出すべき者は、同項各号に規定する申告書の提出期限後においても、法第462条第4項の規定による決定の通知があるまでの間は、前条第1項の規定により申告納付することができる。

2 前条第1項若しくは前項若しくはこの項の規定により申告書若しくは修正申告書を提出した者又は法第462条第1項から第3項までの規定による更正若しくは決定を受けた者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準額又は環境性能割額について不足額がある場合には、遅滞なく、総務省令で定める事項を記載した修正申告書を市長に提出するとともに、その修正により増加した環境性能割額を納付しなければならない。

（環境性能割の納付の方法）

第114条の7 環境性能割の納税義務者は、第114条の5第1項又は前条の規定により環境性能割額を納付する場合（第14条の規定により当該環境性能割額に係る延滞金額を納付する場合を含む。）は、法第456条第1項の証紙に代えて、当該環境性能割額（当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。）に相当する現金を納付しなければ

ならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第114条の8 環境性能割の納税義務者が第114条の5の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な理由なく申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

2 前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定する納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(災害により損害を受けた自動車等に代わるものとして取得した3輪以上の軽自動車に対する環境性能割の減免)

第114条の9 災害により損害を受けた自動車又は3輪以上の軽自動車に代わるものとして取得した3輪以上の軽自動車で市長が必要と認めるものに対しては、市規則で定めるところにより環境性能割を減免する。

(公益上その他特別の事情がある者に対する環境性能割の減免)

第114条の10 前条に定めるもののほか、市長は、公益上その他特別の事情がある者に限り、市規則で定めるところにより環境性能割を減免することができる。

第3款 種別割

第115条の見出しを「(種別割の課税免除)」に改め、同条中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第116条の見出しを「(種別割の税率)」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条中第2号を次のように改める。

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

(ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

(イ) 3輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 4輪以上のもの

A 乗用のもの

(A) 営業用 年額 6,900円

(B) 自家用 年額 10,800円

B 貨物用のもの

(A) 営業用 年額 3,800円

(B) 自家用 年額 5,000円

(エ) その他のもの 年額 3,600円

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円

(イ) その他のもの 年額 5,900円

第117条の見出しを「(種別割の賦課期日)」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中第2項及び第3項を削り、同条の次に次の1条を加える。

(種別割の納期)

第117条の2 種別割の納期は、5月1日から同月31日までとする。

2 市長は、特別の事情がある場合には、前項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

第118条の見出しを「(種別割の徴収の方法)」に改め、同条中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第119条の見出しを「(種別割に関する申告又は報告)」に改め、同条第1項中「第113条第2項」を「第113条の2第1項又は第2項」に、「第443条」を「第445条」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第2項及び第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第4項中「第113条第2項」を「第113条の2第1項」に改める。

第120条の見出しを「(種別割に係る不申告等に関する過料)」に改め、同条第1項中「第113条第2項」を「第113条の2第1項」に、「によって」を「により」に改める。

第121条の見出しを「(災害により使用不能となった軽自動車等に対する種別割の免除)」に改め、同条中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第122条の見出しを「(公益上その他特別の事情がある者に対する種別割の減免)」に改め、同条中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第123条の見出しを「(種別割の減免の申請手続)」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第2項中「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「当該軽自動車税」を「当該種別割」に改める。

第124条の見出しを「(種別割の減免の取消し)」に改め、同条中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第125条第2項中「第443条」を「第445条」に、「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第127条の見出しを「(種別割に係る証明書の交付)」に改め、同条中「(昭和26年法律第185号)」を削り、「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第151条中第4号を第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 法人番号

附則第9条中「平成26年10月1日」を「平成31年10月1日」に、「100分の11.9」を「100分の8.2」に改める。

附則第10条第1項中「平成26年10月1日」を「平成31年10月1日」に、「11.9分の2.2」を「8.2分の2.2」に改め、同条第2項中「によって」を「により」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の個人の市民税の医療費控除の特例)
第10条の2 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第25条の規定による控除については、その者の選択により、同条第1項中「同項」とあるのは「同項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により

読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）として、同条の規定を適用することができる。

附則第15条第3項中「附則第8条第2項」を「附則第8条第3項」に改める。

附則第17条中第17項を第19項とし、第16項の次に次の2項を加える。

17 法附則第15条第44項の条例で定める割合は、3分の1とする。

18 法附則第15条第45項の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第20条の見出しを「(耐震改修が行われた住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)」に改め、同条第1項中「この条」を「この条、附則第22条の2」に改める。

附則第21条第1項第6号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改める。

附則第22条第1項中「この条」を「この条及び附則第22条の3」に改め、同項第6号中「附則第12条第36項」を「附則第12条第38項」に改め、同条の次に次の2条を加える。

(耐震改修が行われた認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第22条の2 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、

同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に、総務省令で定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所
（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
- (2) 家屋の所在
- (3) 家屋の建築年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 耐震改修に要した費用の額
- (6) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申告書には、同項各号に掲げる事項のほか、耐震改修が完了した日から3月を経過した日以後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由を記載しなければならない。

(特定熱損失防止改修住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第22条の3 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該特定熱損失防止改修住宅又は当該特定熱損失防止改修住宅専有部分に係る熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に、総務省令で定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所
（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
- (2) 家屋の所在
- (3) 家屋の建築年月日
- (4) 熱損失防止改修工事の種類
- (5) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
- (6) 熱損失防止改修工事に要した費用及び政令附則第12条第38項に規定する補助金等の額
- (7) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申告書には、同項各号に掲げる事項のほか、熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した日以後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由を記載しなければならない。

附則第23条第1項中「附則第7条第11項」を「附則第7条第14項」に改める。

附則第24条中「総務省令附則第7条第1項本文に掲げる」を削り、同条第1号中「政令附則第12条第4項（同条第11項において準用する場合を含む。次号において同

じ。)」を「総務省令附則第7条第1項本文」に改め、「(同条第1項第1号に規定する住宅をいう。以下この条において同じ。)」及び「(政令附則第12条第1項第4号に規定する別荘の用に供する部分を除く。以下この条において同じ。)」を削り、「によって」を「により」に改め、同条第2号中「政令附則第12条第4項」を「総務省令附則第7条第1項本文」に改め、「(同条第1項第6号に規定する居住用専有部分をいう。以下この条において同じ。)」及び「(政令附則第12条第1項第8号に規定する基準部分をいう。)」を削り、「によって」を「により」に改め、同条第3号中「政令附則第12条第20項(同条第22項において準用する場合を含む。次号において同じ。)」を「総務省令附則第7条第1項本文」に、「によって」を「により」に改め、同条第4号中「政令附則第12条第20項」を「総務省令附則第7条第1項本文」に、「によって」を「により」に改め、同条第12号中「政令附則第12条第42項及び第43項」を「総務省令附則第7条第1項本文」に、「によって」を「により」に改め、同号を同条第18号とし、同条第11号中「政令附則第12条第42項及び第43項」を「総務省令附則第7条第1項本文」に、「によって」を「により」に改め、同号を同条第17号とし、同条第10号中「政令附則第12条第41項」を「総務省令附則第7条第1項本文」に、「熱損失改修専有部分」を「熱損失防止改修専有部分」に、「によって」を「により」に改め、同号を同条第12号とし、同号の次に次の4号を加える。

- (13) 総務省令附則第7条第1項本文に規定する区分所有に係る特定耐震基準適合住宅以外の特定耐震基準適合住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該特定耐震基準適合住宅の床面積に対する割合 評価基準により求めた当該人の居住の用に供する部分の価額の当該特定耐震基準適合住宅の価額に対する割合
- (14) 総務省令附則第7条第1項本文に規定する区分所有に係る特定耐震基準適合住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合 評価基準により求めた当該人の居住の用に供する部分の価額の当該居住用専有部分の価額に対する割合

(15) 総務省令附則第7条第1項本文に規定する特定居住用部分の床面積の当該特定熱損失防止改修住宅の床面積に対する割合 評価基準により求めた当該特定居住用部分の価額の当該特定熱損失防止改修住宅の価額に対する割合

(16) 総務省令附則第7条第1項本文に規定する特定居住用部分の床面積の当該熱損失防止改修住宅専有部分の床面積に対する割合 評価基準により求めた当該特定居住用部分の価額の当該熱損失防止改修住宅専有部分の価額に対する割合

附則第24条第9号中「政令附則第12条第38項」を「総務省令附則第7条第1項本文」に、「によって」を「により」に改め、同号を同条第11号とし、同条第8号中「政令附則第12条第34項」を「総務省令附則第7条第1項本文」に、「によって」を「により」に改め、同号を同条第10号とし、同条第7号中「政令附則第12条第31項」を「総務省令附則第7条第1項本文」に、「によって」を「により」に改め、同号を同条第9号とし、同条第6号中「政令附則第12条第26項」を「総務省令附則第7条第1項本文」に、「によって」を「により」に改め、同号を同条第8号とし、同条第5号中「政令附則第12条第26項」を「総務省令附則第7条第1項本文」に、「によって」を「により」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第4号の次に次の2号を加える。

(5) 総務省令附則第7条第1項本文に規定する区分所有に係るサービス付き高齢者向け貸家住宅における高齢者向け貸家用専有部分に係る高齢者向け特定貸家基準部分のうち専らサービス付き高齢者向け住宅事業に係る住居として貸家の用に供する部分の床面積の当該高齢者向け貸家用専有部分の床面積に対する割合 評価基準により求めた当該貸家の用に供する部分の価額の当該高齢者向け貸家用専有部分の価額に対する割合

(6) 総務省令附則第7条第1項本文に規定する区分所有に係るサービス付き高齢者向け貸家住宅以外のサービス付き高齢者向け貸家住宅における高齢者向け特定貸家基準住居部分の床面積の当該サービス付き高齢者向け貸家住宅の床面積に対する割合 評価基準により求めた当該高齢者向け特定貸家基準住居部分の価額の当

該サービス付き高齢者向け貸家住宅の価額に対する割合

附則第32条の次に次の6条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第32条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、次条の規定を除くほか、第14条及び第16条の規定にかかわらず、大阪府が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第32条の3 市長は、当分の間、第114条の9及び第114条の10の規定にかかわらず、大阪府知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告等の特例)

第32条の4 軽自動車税の環境性能割の申告又は報告については、当分の間、第114条の5及び第114条の6の規定を適用しない。この場合において、当該申告又は報告については、法附則第29条の11に定めるところによる。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収金の納付の特例等)

第32条の5 軽自動車税の環境性能割に係る徴収金の納付については、当分の間、第14条及び第114条の5から第114条の7までの規定を適用しない。この場合において、当該徴収金の納付については、法附則第29条の12に定めるところによる。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第32条の6 本市は、大阪府が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項各号に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として大阪府に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第32条の7 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第114条の3第1項及び第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)並びに同条第3項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項（第4項において準用する場合を含む。）	100分の1	100分の0.5
第2項（第4項において準用する場合を含む。）	100分の2	100分の1
第3項	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第114条の3第3項の規定の適用については、当分の間、同項中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第33条の見出しを「(軽自動車税の種別割の税率の特例)」に改め、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の第113条の2第3項に規定する」に、「軽自動車税」を「軽自動車税の種別割」に改め、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ)A(A)	6,900円	8,200円
第2号ア(ウ)A(B)	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ)B(A)	3,800円	4,500円
第2号ア(ウ)B(B)	5,000円	6,000円

附則第33条第3項中「次項」を「以下この条（第5項を除く。）」に改め、同条に次の3項を加える。

5 法附則第30条第6項各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第116条の規定の適用については、当該軽自動車は平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第116条の規定の適用については、当該軽自動車は平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間

に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 7 法附則第30条第8項各号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第116条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第34条第2項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の第113条の2第3項に規定する」に、「軽自動車税」を「軽自動車税の種別割」に改め、同項の表を次のように改める。

第116条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
第116条第2号ア(ウ)A(A)	6,900円	5,500円
第116条第2号ア(ウ)A(B)	10,800円	7,200円
第116条第2号ア(ウ)B(A)	3,800円	3,000円
第116条第2号ア(ウ)B(B)	5,000円	4,000円
前条第1項の表以外の部分	第116条	附則第34条第2項の規定により読み替えて適用される第116条
前条第1項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	附則第34条第2項の規定により読み替えて適用される第116条第2号ア(イ)

	3,900円	3,100円
前条第1項の表第2号ア(ウ)A(A) の項	第2号ア(ウ)A(A)	附則第34条第2項の規定により読み替えて適用される第116条第2号ア(ウ)A(A)
	6,900円	5,500円
前条第1項の表第2号ア(ウ)A(B) の項	第2号ア(ウ)A(B)	附則第34条第2項の規定により読み替えて適用される第116条第2号ア(ウ)A(B)
	10,800円	7,200円
前条第1項の表第2号ア(ウ)B(A) の項	第2号ア(ウ)B(A)	附則第34条第2項の規定により読み替えて適用される第116条第2号ア(ウ)B(A)
	3,800円	3,000円
前条第1項の表第2号ア(ウ)B(B) の項	第2号ア(ウ)B(B)	附則第34条第2項の規定により読み替えて適用される第116条第2号ア(ウ)B(B)
	5,000円	4,000円

附則第35条の見出しを「(事業所税の課税標準の特例に係る読替規定)」に改め、同条中「の規定」を「又は第6項の規定」に、「とする」を「若しくは第6項とする」に改める。

附則第36条第1項中「100分の3」を「100分の4」に改め、同条第2項中「申告書を提出した場合」を「特定配当等申告書を提出した場合(次に掲げる場合を除く。)」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 法第313条第13項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 法第313条第13項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき

附則第37条第1項第1号中「100分の7.2」を「100分の9.6」に改め、同条第4項中「平成29年3月31日」を「平成32年3月31日」に改める。

附則第38条第1項中「100分の3」を「100分の4」に改める。

附則第39条第1項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「応じ」を「応じ、」に改め、同項第1号中「100分の2.4」を「100分の3.2」に改め、同項第2号ア中「480,000円」を「640,000円」に改め、同号イ中「100分の3」を「100分の4」に改め、同条第2項中「平成29年度」を「平成32年度」に改める。

附則第40条第1項第1号中「100分の2.4」を「100分の3.2」に改め、同項第2号ア中「1,440,000円」を「1,920,000円」に改め、同号イ中「100分の3」を「100分の4」に改める。

附則第41条第1項中「100分の5.4」を「100分の7.2」に改め、同条第2項中「100分の5.4」を「100分の7.2」に、「100分の3」を「100分の4」に改める。

附則第42条から第44条までの規定中「100分の3」を「100分の4」に改める。

附則第47条第1項及び第3項中「100分の3」を「100分の4」に改め、同条第4項中「第33条第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において）」を「特例適用配当等申告書（）」に、「ものに限り、その時まで提出された第34条第1項に規定する確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特例適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第33条第1項の規定による申告書

(2) 第34条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第48条第1項及び第3項中「5分の3」を「5分の4」に、「100分の3」を「100分の4」に改め、同条第4項中「第33条第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「条約適用配当等申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第34条第1項に規定する確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第33条第1項の規定による申告書

(2) 第34条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第26条第1項の改正規定並びに附則第10条の次に1条を加える改正規定、附則第36条第1項、第37条第1項、第38条第1項、第39条第1項各号、第40条第1項各号、第41条から第44条まで、第47条第1項及び第3項並びに第48条第1項及び第3項の改正規定並びに附則第5項及び第6項の規定 平成30年1月1日

(2) 目次の改正規定、第14条第1項第1号及び第3号並びに第27条第1項の改正規定、第113条の前に款名を付す改正規定、同条の改正規定、同条の次に1条を加

える改正規定、第114条の改正規定、同条の次に1款及び款名を加える改正規定、第115条から第117条までの改正規定、同条の次に1条を加える改正規定、第118条から第125条まで及び第127条の改正規定並びに附則第9条及び第10条第1項の改正規定、附則第32条の次に6条を加える改正規定、附則第33条の改正規定（同条に3項を加える改正規定を除く。）及び第34条第2項の改正規定並びに附則第7項から第9項までの規定 平成31年10月1日

(3) 附則第15条第3項の改正規定及び附則第17条中第17項を第19項とし、第16項の次に2項を加える改正規定（同条第18項に係る部分に限る。） 市長が定める日

2 この条例による改正後の大阪市市税条例（以下「29年新条例」という。）附則第24条の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（災害等による期限の延長に関する経過措置）

3 29年新条例第13条第3項から第5項までの規定は、この条例の施行の日以後に災害その他やむを得ない理由が生じた場合について適用する。

（市民税に関する経過措置）

4 別段の定めがあるものを除き、29年新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

5 附則第1項第1号に掲げる規定による改正後の大阪市市税条例（以下「30年新条例」という。）第26条第1項並びに附則第36条第1項、第37条第1項、第38条第1項、第39条第1項各号、第40条第1項各号、第41条から第44条まで、第47条第1項及び第3項並びに第48条第1項及び第3項の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成29年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

6 30年新条例附則第10条の2の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

7 附則第1項第2号に掲げる規定による改正後の大阪市市税条例（以下「31年新条

例」という。)第27条第1項並びに附則第9条及び第10条第1項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 8 31年新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。
- 9 31年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

平成29年5月16日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

地方税法等の一部改正に伴い、個人の市民税について所得割の税率を平成30年度分から改め、固定資産税及び都市計画税について保育事業等の用に供する固定資産に係る課税標準の特例割合を定めるとともに、被災代替償却資産に係る課税標準の特例措置を講じ、軽自動車税におけるグリーン化特例について対象の重点化を行った上で適用期限を2年延長するとともに、軽自動車税に環境性能割を創設し、現行の軽自動車税を種別割とし、併せて規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

大阪市市税条例（抄）

目次

第1章 省 略

第2章 普通税

第1節－第2節 省 略

第3節 軽自動車税（第113条－第127条）

第1款 通則（第113条－第114条）

第2款 環境性能割（第114条の2－第114条の10）

第3款 種別割（第115条－第127条）

第4節 省 略

第3章－第4章 省 略

附則

（災害等による期限の延長）

第13条 省 略

2 省 略

3 市長は、災害その他やむを得ない理由により、申告等に関する期限までに申告等をすべき者（第1項の規定の適用がある者を除く。）であって当該期限までに当該申告等のうち特定の税目に係る大阪市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年大阪市条例第86号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申告その他の特定の税目に係る特定の行為をすることができないと認める者（以下この項及び次項において「対象者」という。）が多数に上ると認める場合には、対象者の範囲及び期日を指定して当該期限を延長する。

4 前項の規定による指定は、市長が当該指定をしようとする対象者の範囲及び期日を告示することにより行う。

3
5 市長は、災害その他やむを得ない理由により、申告等に関する期限までに、申告等をするこ

とができないと認めるときは、第1項又は第3項の規定の適用がある場合を除き、申告等をすべき者の申請により、その理由のやんだ日から2月以内に限り、期日を指定して当該期限を延長する。

4 省 略
6

(延滞金)

第14条 納税者又は特別徴収義務者は、納期限後に税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額に、その納期限（納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。以下この項及び第3項第1号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間（次の各号に掲げる税額については、それぞれ当該各号に定める期間）については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付し、又は納入しなければならない。

(1) 第55条第1項、**第114条の5第1項**、第134条、第147条第1項又は第148条第1項に規定する申告書（法第321条の8第22項及び第23項に規定する申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 省 略

(2) 省 略

(3) **第114条の6第2項**、第136条第2項又は第149条第2項の規定による修正申告書に係る税額 省 略

2 - 3 省 略

4 法人税法（昭和40年法律第34号）第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によって法人により

税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

5 法人税法第81条の22第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人でにより

同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係（法第321条の8第4項に規定する連結完全支配関係をいう。第55条第4項において同じ。）がある連結子法人（法第321条の8第2項に規定する連結子法人をいう。第55条第4項において

同じ。) (法第321条の8第4項に規定する連結申告法人に限る。第55条第4項において同じ。)
は、当該申告書に係る連結法人税額 (法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。
以下この項及び第55条第4項において同じ。) の課税標準の算定期間 (当該法人の連結事業年
度に該当する期間に限る。以下この項及び第55条第4項において同じ。) でその適用に係るも
のの連結所得 (法人税法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。) に対する連結法人税
額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき
均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の
翌日以後2月を経過した日から同法第81条の24第1項の規定により延長された当該申告書の提
出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延
滞金額を加算して納付しなければならない。

6-7 省 略

(所得控除)

第25条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合
に掲げる者のいずれか

には、同項及び同条第3項から第12項までの規定により、雑損控除額、医療費控除額、社会保
険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控
除額、寡婦 (寡夫) 控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除
額を、その者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から
控除する。

2 省 略

(所得割の税率)

第26条 所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、

$\frac{100}{100}$ 分の6を乗じて得た金額とする。

2 省 略

(法人税割の税率)

第27条 法人税割の税率は、 $\frac{100}{100}$ 分の9.7とする。

2 省 略

(寄附金税額控除)

第29条 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号若しくは第2号に掲げる
寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出し、当該寄附金又は金銭の額の合計額 (当該

合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額)が2,000円を超える場合には、同項及び同条第2項に規定するところにより控除すべき額(以下この項において「控除額」という。)

を、その者の第26条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。この当該納税義務者

場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1)-(2) 省 略

2-6 省 略

7 第1項の規定は、同項各号の規定による市長の指定を受けた寄附金又は金銭(以下この条において「指定寄附金等」という。)のうち、第2項の申請のあった日の属する年の1月1日(第1項各号に規定する市長の指定の要件(同項第1号オ及びカに掲げるものを除く。)に該当することとなった日が当該申請のあった日の属する年の1月2日以後である場合にあつては、当
には

該要件に該当することとなった日)前に所得割の納税義務者が支出したものについては、適用しない。

8 第1項各号の規定による市長の指定の有効期間(この項の規定による有効期間の満了の日までに第10項の申請に対する処分がされない場合における第13項の規定によりなお効力を有することとされる同日から当該処分がされるまでの期間を除き、次項の有効期間の更新がされた場合における当該更新された有効期間を含む。以下この条において同じ。)は、第2項の申請のあった日(次項の有効期間の更新がされた場合にあつては、従前の第1項各号の規定による市
には

長の指定の有効期間の満了の日の翌日)から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までとする。ただし、当該申請(第10項の申請を含む。)のあった日において、当該申請に係る指定寄附金等が、当該申請のあった日から起算して5年を経過する日の属する年の12月30日までに第1項第1号ア又は第2号アに掲げる要件に該当しなくなることが予定されている場合にあつては、当該有効期間は、当該要件に該当しなくなることが予定されている日までとする。
には

9-15 省 略

16 指定寄附金等の受領法人等は、毎年3月15日までに、前年中に受領した指定寄附金等(第7項の規定により第1項の規定の適用を受けない寄附金又は金銭を除く。以下この項において同

じ。)について、次に掲げる事項を記載した報告書に、第2項又は第10項の規定による申請に係る事業（前項の規定により異動の届出を行った場合には、当該異動後の事業）を行ったことを証する書類その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 省 略

(2) 寄附等 を支出した者の氏名及び住所
指定寄附金等

(3) 寄附等 の金額
指定寄附金等

(4) 寄附等 を受領した年月日
指定寄附金等

17 省 略

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第31条 所得割の納税義務者が、法第313条第13項の申告書 に記載した特定
に規定する特定配当等申告書

配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額又は同条第15項の申告書
に規定する特定

に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎
株式等譲渡所得金額申告書

となった特定株式等譲渡所得金額について法第314条の9第1項に規定するところにより配当割額又は株式等譲渡所得割額を課された場合には、同項に規定するところにより控除すべき額を、その者の第26条及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(市民税の申告等)

第33条 第17条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「総務省令」という。）で定めるところにより、法第317条の2第1項各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、第38条第1項又は第4項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1
により

月1日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この節においてこれらを「給与」という。）又は所得税法第35条第3項に規定する公的年金等（以下この節において「公的年金等」という。）の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（政令で定めるものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控

除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第29条第1項の規定によって控除す
により

べき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）並びに前年の合計所得金額が第19条に定める金額以下である者（法第313条第3項、第4項、第8項又は第9項の規定の適用を受けようとする者を除く。）については、この限りでない。

2 省 略

3 給与所得等以外の所得を有しなかった者（前2項の規定によって第1項の申告書を提出する により

義務を有する者を除く。）は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、総務省令で定めるところにより、これらの控除に関する事項を記載した申告書を、市長に提出しなければならない。

4 第1項ただし書に規定する者（第2項の規定によって第1項の申告書を提出する義務を有す により

る者を除く。）は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には、3月15日までに第1項の申告書を提出することができる。

5 - 6 省 略

7 新たに第17条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者は、その該当することとなった日から2月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に、その証拠となる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)-(3) 省 略

(4) 法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。第151条第4号において同じ。）

(4) 省 略

(5)

(災害による 被害を受けた者に対する市民税の減免)
による

第56条 省 略

2-4 省 略

(変電又は送電施設等に対する固定資産税の課税標準の特例)

第80条 法第349条の3又は第349条の3の4の規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前2条の規定にかかわらず、法第349条の3又は第349条の3の4に定めるところによる。

(法第349条の3第28項等の条例で定める割合)

第80条の2 法第349条の3第28項の条例で定める割合は、3分の1とする。

2 法第349条の3第29項の条例で定める割合は、3分の1とする。

3 法第349条の3第30項の条例で定める割合は、3分の1とする。

(区分所有に係る家屋 に対して課する固定資産税額のおん分割の補正)
家屋等

第84条 区分所有者(法第352条第1項に規定する区分所有者をいう。以下この節において同じ。)
法第352条第1項に規定する建物の区分所有等に関する法律第14条第1項から第3項ま

全員の共有に属する共用部分に係る建物の区分所有等に関する法律第14条第1項から第3項までの規定の例により算定した専有部分(法第352条第1項に規定する専有部分をいう。以下こ

での規定による割合)について、区分所有者(法第352条第1項に規定する区分
の条において同じ。)の床面積の割合

所有者をいう。以下この節において同じ。)全員が専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度等
又

の差違に応じて協議して定めた補正の方法を申し出た場合において、市長が
は仕上部分の程度

当該補正の方法を適当と認めるときは、当該補正の方法によって当該割合を補正することがで
により

きる。

2 前項の規定による申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに、次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1)-(3) 省 略

(4) 各区分所有者に係る建物の区分所有等に関する法律第14条第1項から第3項までの規定に
の

よる 割合
例により算定した専有部分の床面積の

(5)-(6) 省 略

3 法第352条第2項に規定する同項各号に定める専有部分の床面積の居住用超高層建築物(同項に規定する居住用超高層建築物をいう。以下この条において同じ。)の全ての専有部分の床

面積の合計に対する割合について、区分所有者全員が専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度又は仕上部分の程度の差違に応じて協議して定めた補正の方法を申し出た場合において、市長が当該補正の方法を適当と認めるときは、当該補正の方法により当該割合を補正することができる。

4 前項の規定による申出は、当該居住用超高層建築物に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに、次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 代表者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
- (2) 居住用超高層建築物の所在
- (3) 各区分所有者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
- (4) 各区分所有者に係る法第352条第2項に規定する同項各号に定める専有部分の床面積の居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合
- (5) 補正の方法
- (6) その他市長が必要と認める事項

5 法第352条第2項第1号に規定する総務省令で定めるところにより補正した専有部分の床面積について、区分所有者全員が当該居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格を勘案して協議して定めた補正の方法を申し出た場合において、市長が当該補正の方法を適当と認めるときは、当該補正の方法により当該専有部分の床面積を補正することができる。

6 前項の規定による申出は、当該居住用超高層建築物に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに、次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 代表者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
- (2) 居住用超高層建築物の所在
- (3) 各区分所有者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
- (4) 各区分所有者に係る法第352条第2項第1号に規定する総務省令で定めるところにより補正した専有部分の床面積
- (5) 補正の方法
- (6) その他市長が必要と認める事項

(区分所有に係る家屋の敷地の用に供されている土地に対して課する固定資産税額のおん分の申出)

第85条 省 略

2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地（以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に係る同条第6項の規定による固定資産税額のおん分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項及び次項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度（以下この項、次項及び第101条において「被災年度」という。）の翌年度又は翌々年度（法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等（第101条第2項において「避難の指示等」という。）が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日（以下この項及び第101条第2項において「避難等解除日」という。）の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年（第101条第2項において「被災年」という。）の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後 3年を経過する日を賦課期から起算して

日とする年度までの各年度とし、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第101条第2項において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第101条第2項において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。次項において同じ。）の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1)-(5) 省 略

3 省 略

(災害により損害を受けた固定資産に対する固定資産税の減免)

第91条 省 略

2-3 省 略

4 前3項までの規定による減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める税額について行う。

(1)-(2) 省 略

(固定資産税の減免の申請手続等)

第95条 第91条から前条までの規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、次の各号により

に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに、次項に掲げる事項を記載した申請書に、その証拠となる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 第91条第1項から第3項までの規定によって固定資産税の減免を受けようとする者 省
により

略

(2) 省 略

(3) 第92条第2項各号に掲げる事由に 該当する者 固定資産税の賦課期日の属する
のいずれにも

年の6月30日（同日前9日目以後に同項各号に掲げる事由に 該当することとなっ
のいずれにも

た場合にあつては、当該事由に 該当することとなった日の翌日から起算して10日
には のいずれにも

を経過する日)

(4) 省 略

2 省 略

第101条 省 略

2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年
度分（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の
年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後
から起算して

3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とし、被災市街地復興推進地域が定め
られた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日
を賦課期日とする年度までの各年度分とする。）の固定資産税については、前条第2項の規定
は、適用しない。

第3節 軽自動車税

第1款 通則

(軽自動車税の納税義務者等)

第113条 軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車
3輪以上の軽自動車

(以下この節において「軽自動車等」という。)に対し、その所有者に
当該3輪以上の軽自動車の取得者に

課する。

環境性能割により、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割により

2 軽自動車等の売買があった場合において、売主が当該軽自動車等の所有権を留保しているときは、軽自動車税の賦課徴収については、買主を当該軽自動車等の所有者とみなす。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、製造により3輪以上の軽自動車を取得した自動車製造業者、販売のために3輪以上の軽自動車を取得した自動車販売業者その他運行（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第5項に規定する運行をいう。次条第3項及び第4項において同じ。）以外の目的に供するために3輪以上の軽自動車を取得した者として政令で定めるものを含まないものとする。

3 軽自動車等の所有者が法第443条第1項の規定によって軽自動車税を課することができない
第445条 により種別割

者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に対して、軽自動車税を課する。
当該軽自動車等の使用者に種別割

ただし、公用又は公共の用に供するもの 軽自動車等 については、この限りでない。

（軽自動車税のみならず課税）

第113条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 自動車製造業者、自動車販売業者又は前条第2項の政令で定める3輪以上の軽自動車を取得した者（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この項及び第114条の5第1項第1号において「車両番号の指定」という。）を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を本市の区域内に持ち込んで運行の用に供した場合（他の市町村の区域から本市の区域内に持ち込んで運行

の用に供した場合を除く。)には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第114条 法第443条第2項に規定する条例で定めるものは、日本赤十字社が所有する軽自動車等
第445条

のうち直接その本来の事業の用に供する救急用の軽自動車等とする。

第2款 環境性能割

(環境性能割の課税標準)

第114条の2 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として総務省令で定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第114条の3 法第451条第1項各号に掲げるガソリン軽自動車(法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車をいう。次項において同じ。)のうち3輪以上のもの(同条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。次項及び第3項において同じ。)の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、100分の1とする。

2 ガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(乗用車又は車両総重量(法第446条第1項第3号口に規定する車両総重量をいう。)が2.5トン以下のトラックに限る。)であって、法第451条第2項各号のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの(法第446条第1項及び前項(第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。

3 法第446条第1項及び第451条第4項並びに前2項の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車以外の3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、100分の3とする。

4 法第446条第2項に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率算定軽自動車に対して課する環境性能割の税率については、法第451条第4項に定めるところによる。

(環境性能割の徴収の方法)

第114条の4 環境性能割の徴収については、申告納付の方法による。

(環境性能割の申告納付)

第114条の5 環境性能割の納税義務者は、次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、総務省令で定める様式により、環境性能割の課税標準額、環境性能割額その他必要な事項を記載した申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

(1) 車両番号の指定を受ける3輪以上の軽自動車 当該車両番号の指定の時

(2) 前号に掲げる3輪以上の軽自動車以外の3輪以上の軽自動車で、道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき3輪以上の軽自動車 当該記入を受けるべき事由があった日から15日を経過する日（その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時）

(3) 前2号に掲げる3輪以上の軽自動車以外の3輪以上の軽自動車 当該3輪以上の軽自動車の取得の日から15日を経過する日

2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。以下この項において同じ。）は、前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、総務省令で定める様式により、当該3輪以上の軽自動車の取得者が取得した3輪以上の軽自動車について必要な事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

（環境性能割の期限後申告及び修正申告納付）

第114条の6 前条第1項の規定により同項に規定する申告書（以下この条及び次条において「申告書」という。）を提出すべき者は、同項各号に規定する申告書の提出期限後においても、法第462条第4項の規定による決定の通知があるまでの間は、前条第1項の規定により申告納付することができる。

2 前条第1項若しくは前項若しくはこの項の規定により申告書若しくは修正申告書を提出した者又は法第462条第1項から第3項までの規定による更正若しくは決定を受けた者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準額又は環境性能割額について不足額がある場合には、遅滞なく、総務省令で定める事項を記載した修正申告書を市長に提出するとともに、その修正により増加した環境性能割額を納付しなければならない。

（環境性能割の納付の方法）

第114条の7 環境性能割の納税義務者は、第114条の5第1項又は前条の規定により環境性能割額を納付する場合（第14条の規定により当該環境性能割額に係る延滞金額を納付する場合を含む。）は、法第456条第1項の証紙に代えて、当該環境性能割額（当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。）に相当する現金を納付しなければならない。

（環境性能割に係る不申告等に関する過料）

第114条の8 環境性能割の納税義務者が第114条の5の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な理由なく申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

2 前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定する納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(災害により損害を受けた自動車等に代わるものとして取得した3輪以上の軽自動車に対する環境性能割の減免)

第114条の9 災害により損害を受けた自動車又は3輪以上の軽自動車に代わるものとして取得した3輪以上の軽自動車で市長が必要と認めるものに対しては、市規則で定めるところにより環境性能割を減免する。

(公益上その他特別の事情がある者に対する環境性能割の減免)

第114条の10 前条に定めるもののほか、市長は、公益上その他特別の事情がある者に限り、市規則で定めるところにより環境性能割を減免することができる。

第3款 種別割

(軽自動車税の課税免除)

種別割

第115条 商品である軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。
種別割

(軽自動車税の税率)

種別割

第116条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は

れ当該各号に定める額とする。

(1) 省略

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

3輪のもの 年額 3,900円

4輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

その他のもの 年額 3,600円

(ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

(イ) 3輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 4輪以上のもの

A 乗用のもの

(A) 営業用 年額 6,900円

(B) 自家用 年額 10,800円

B 貨物用のもの

(A) 営業用 年額 3,800円

(B) 自家用 年額 5,000円

(エ) その他のもの 年額 3,600円

イ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額 2,400円

その他のもの 年額 5,900円

(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円

(イ) その他のもの 年額 5,900円

(3) 省 略

(軽自動車税の賦課期日及び納期)
種別割

第117条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。
種別割

2 軽自動車税の納期は、5月1日から同月31日までとする。

3 市長は、特別の事情がある場合には、前項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

(種別割の納期)

第117条の2 種別割の納期は、5月1日から同月31日までとする。

2 市長は、特別の事情がある場合には、前項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

(軽自動車税の徴収の方法)
種別割

第118条 軽自動車税の徴収については、普通徴収の方法による。
種別割

(軽自動車税に関する申告又は報告)
種別割

第119条 新たに軽自動車等の所有者 (第113条 第2項の規定により所有者とみな
第113条の2第1項又は

される者を含み、法第443条の規定により軽自動車税を課されない者を除く。以下この項において同じ。）若しくは使用者（第113条第3項本文の規定により軽自動車税を課されることとなる使用者をいう。以下この項において同じ。）となった者又は軽自動車等の主たる定置場を他の市町村の区域から本市の区域内に移転させた所有者若しくは使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、当該軽自動車等の所有者等となった日の翌日から10日以内に、総務省令で定める様式により、軽自動車税の賦課徴収に関し必要な事項を記載した

第445条 種別割

種別割

申告書を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について異動を生じた場合には、その異動を生じた日から10日以内に、総務省令で定める様式により、軽自動車税の賦課徴収に関し必要な事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合には、この限りでない。

種別割

- 3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、総務省令で定める様式により、軽自動車税の賦課徴収に関し必要な事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

種別割

- 4 第113条第2項 に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所第113条の2第1項

又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、当該請求のあった日から10日以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

(1)-(6) 省略

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)
種別割

- 第120条 軽自動車等の所有者等又は第113条第2項 に規定する軽自動車等の売主が、前条の第113条の2第1項

規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な理由なく申告又は報告をしなかったにより

場合には、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

- 2 省略

(災害により使用不能となった軽自動車等に対する軽自動車税の免除)
種別割

第121条 災害により滅失し、又は損害を受け使用不能となった軽自動車等に対しては、申請に基づき、軽自動車税を免除する。
種別割

(公益上その他特別の事情がある者に対する軽自動車税の減免)
種別割

第122条 前条に定めるもののほか、市長は、公益上その他特別の事情がある者に限り、申請に基づき、市規則で定めるところにより軽自動車税を減免することができる。
種別割

(軽自動車税の減免の申請手続)
種別割

第123条 第121条の規定により軽自動車税の免除を受けようとする者は、災害のやんだ日から起
種別割

算して10日を経過する日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、その証拠となる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)-(4) 省 略

2 前条の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、当該軽自動車税の納期限まで
により**種別割**

に、前項各号に掲げる事項を記載した申請書に、その証拠となる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(軽自動車税の減免の取消し)
種別割

第124条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第121条又は第122条の規定による減免を取り消す。

(1) 軽自動車税の減免を受けた者が、第121条又は第122条に規定する事由に該当しないことが
種別割

判明したとき

(2) 軽自動車税の減免を受けた者が、虚偽の申請その他不正の行為により減免を受けたことが
種別割

判明したとき

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第125条 省 略

2 法第443条又はこの条例第113条第3項ただし書の規定により軽自動車税を課されない者が、
第445条 **種別割**

新たに原動機付自転車等を取得し、又はその所有する原動機付自転車等の主たる定置場を他の

市町村の区域内から本市の区域内に移転させたときは、当該軽自動車税を課されない者は、その種別割

の事由が発生した日から10日以内に、市長に対し、総務省令第16条に規定する様式による申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車等の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。

3 - 7 省 略

(軽自動車税に係る証明書の交付)
種別割

第127条 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車（以下この条において「検査対象軽自動車等」という。）の使用者が同法第62条第2項の規定により自動車検査証の返付を受けるため、当該検査対象軽自動車等に係る軽自動車税の納税義務者が同法第97条の2第1項に規定する書面の交付を申請する場合におい種別割

て、現に当該軽自動車税を滞納していないとき又は現に当該軽自動車税を滞納していることが種別割

天災その他やむを得ない理由によるものであるときは、市長は、その旨を証する証明書を当該納税義務者に交付する。

(事業所等の新設又は廃止に関する申告の義務)

第151条 市内において事業所等を新設し、又は廃止した者は、当該新設し、又は廃止の日から2月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を、市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要と認める場合には、その証拠となる書類を添付しなければならない。

(1)-(3) 省 略

(4) 法人番号

(4) 省 略

(5)

附 則

(法人の市民税の法人税割の税率の特例)

第9条 平成26年10月1日以後に開始し、かつ、平成32年3月31日までに終了する各事業年度分
平成31年10月1日

又は各連結事業年度分の法人税割の税率は、第27条第1項の規定にかかわらず、 $\frac{100分の11.9}{100分の8.2}$

とする。

(中小法人等に対する法人の市民税の課税の特例)

第10条 資本金の額若しくは出資金の額が100,000,000円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除き、第17条第5項に規定する人格のない社団等を含む。）で、法人税額又は個別帰属法人税額（市内及び他の市町村において事務所又は事業所を有する法人については法第321条の13第1項の規定により関係市町村に分割される前の額による。以下この条において同じ。）が年20,000,000円以下であるものに対する当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割額は、平成26年10月1日以後に開始し、かつ、平成32年3月平成31年10月1日

31日までに終了する各事業年度分又は各連結事業年度分に限り、前条の規定を適用して計算した法人税割額から、当該法人税割額に $\frac{11.9}{8.2}$ の $\frac{2.2}{2.2}$

た金額とする。ただし、法第321条の8第1項に規定する予定申告法人及び清算中の法人については、この限りでない。

2 前項の規定を適用する場合において、資本金の額若しくは出資金の額が100,000,000円以下であるかどうか又は資本若しくは出資を有しないかどうかの判定は、法第321条の8第1項の規定によって申告納付するものにあつては同項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末により

日現在、同条第4項の規定によって申告納付するものにあつては同項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在による。

3 省 略

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の個人の市民税の医療費控除の特例)

第10条の2 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第25条の規定による控除については、その者の選択により、同条第1項中「同項」とあるのは「同項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

(法人の市民税の特定寄附金税額控除)

第15条 省 略

2 省 略

3 連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項及び次項において同じ。）又は当該連結親法人との間に法附則第8条第2項に規定する連結完全支第3項

配関係がある連結子法人（同項に規定する連結子法人をいう。次項において同じ。）（法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人に限る。）が、法附則第8条の2の2第9項に定めるところにより、認定地方公共団体に対して特定寄附金を支出した場合には、同条第3項に規定する寄附金支出連結事業年度の法第321条の8第4項、第22項又は第23項の規定により申告納付すべき市民税の法人税割額から、法附則第8条の2の2第9項に規定するところにより控除すべき額を控除する。

4-5 省 略

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第17条 省 略

2-16 省 略

17 法附則第15条第44項の条例で定める割合は、3分の1とする。

18 法附則第15条第45項の条例で定める割合は、3分の2とする。

17 省 略

19

（耐震改修が行われた住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第20条 法附則第15条の9第1項に規定する耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修（同項に規定する耐震改修をいう。

以下この条、**附則第22条の2**及び附則第23条において同じ。）が完了した日から3月以内に、

次に掲げる事項を記載した申告書に、当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が耐震基準（法附則第15条の9第1項に規定する耐震基準をいう。附則第23条において同じ。）を満たすことを証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)-(6) 省 略

2 省 略

（高齢者等居住改修住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第21条 法附則第15条の9第4項に規定する高齢者等居住改修住宅又は同条第5項に規定する高

齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該高齢者等居住改修住宅又は当該高齢者等居住改修専有部分に係る居住安全改修工事（同条第4項に規定する居住安全改修工事をいう。以下この条において同じ。）が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に、総務省令で定める書類を添付して、市長に提出しなければ

ならない。

(1)～(5) 省 略

(6) 居住安全改修工事に要した費用の額並びに政令附則第12条第29項に規定する補助金等、居
第31項

宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の額

(7) 省 略

2 省 略

(熱損失防止改修住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第22条 法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該熱損失防止改修住宅又は当該熱損失防止改修専有部分に係る熱損失防止改修工事（同条第9項に規定する熱損失防止改修工事をいう。以下この条及び附則第22条の3において同じ。）が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に、総務省令で定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(5) 省 略

(6) 熱損失防止改修工事に要した費用及び政令附則第12条第36項に規定する補助金等の額
第38項

(7) 省 略

2 省 略

(耐震改修が行われた認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第22条の2 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に、総務省令で定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

(2) 家屋の所在

(3) 家屋の建築年月日

(4) 耐震改修が完了した年月日

(5) 耐震改修に要した費用の額

(6) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申告書には、同項各号に掲げる事項のほか、耐震改修が完了した日から3月を経過した日以後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由を記載しなければならない。

(特定熱損失防止改修住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第22条の3 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該特定熱損失防止改修住宅又は当該特定熱損失防止改修住宅専有部分に係る熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に、総務省令で定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

(2) 家屋の所在

(3) 家屋の建築年月日

(4) 熱損失防止改修工事の種類

(5) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(6) 熱損失防止改修工事に要した費用及び政令附則第12条第38項に規定する補助金等の額

(7) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申告書には、同項各号に掲げる事項のほか、熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した日以後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由を記載しなければならない。

(耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第23条 法附則第15条の10第1項に規定する耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に、総務省令附則第7条第11項に規定する補助（第5号において第14項

「補助」という。）に係る補助金額確定通知書の写し、当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が耐震基準を満たすことを証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)-(6) 省 略

2 省 略

(新築住宅等に対して課する固定資産税の減額における人の居住の用に供する部分等の算出割合の補正)

第24条 総務省令附則第7条第1項本文に掲げる次の各号に掲げる割合の補正については、当該各号に定める割合により行う。

- (1) 政令附則第12条第4項（同条第11項において準用する場合を含む。次号において同じ。）
総務省令附則第7条第1項本文

に規定する区分所有に係る住宅（同条第1項第1号に規定する住宅をいう。以下この条において同じ。）以外の住宅における人の居住の用に供する部分（政令附則第12条第1項第4号に規定する別荘の用に供する部分を除く。以下この条において同じ。）の床面積の当該住宅の床面積に対する割合 固定資産評価基準（昭和38年自治省告示第158号）第2章第1節五本文の規定（以下この条において「評価基準」という。）によって求めた当該人の居住の用により

に供する部分の価額の当該住宅の価額に対する割合

- (2) 政令附則第12条第4項 に規定する区分所有に係る住宅における居住用専有部分
総務省令附則第7条第1項本文

（同条第1項第6号に規定する居住用専有部分をいう。以下この条において同じ。）に係る基準部分（政令附則第12条第1項第8号に規定する基準部分をいう。）のうち人の居住の用に供する部分の床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合 評価基準によって求め
により

た当該人の居住の用に供する部分の価額の当該居住用専有部分の価額に対する割合

- (3) 政令附則第12条第20項（同条第22項において準用する場合を含む。次号において同じ。）
総務省令附則第7条第1項本文

に規定する住宅である家屋における従前の権利に対応する居住部分又は従前の権利に対応する非居住部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合 評価基準によって求めた当該
により

従前の権利に対応する居住部分又は従前の権利に対応する非居住部分の価額の当該専有部分の価額に対する割合

- (4) 政令附則第12条第20項 に規定する住宅以外の家屋における従前の権利に対応する
総務省令附則第7条第1項本文

部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合 評価基準によって求めた当該従前の権
により

利に対応する部分の価額の当該専有部分の価額に対する割合

(5) 総務省令附則第7条第1項本文に規定する区分所有に係るサービス付き高齢者向け貸家住宅における高齢者向け貸家用専有部分に係る高齢者向け特定貸家基準部分のうち専らサービス付き高齢者向け住宅事業に係る住居として貸家の用に供する部分の床面積の当該高齢者向け貸家用専有部分の床面積に対する割合 評価基準により求めた当該貸家の用に供する部分の価額の当該高齢者向け貸家用専有部分の価額に対する割合

(6) 総務省令附則第7条第1項本文に規定する区分所有に係るサービス付き高齢者向け貸家住宅以外のサービス付き高齢者向け貸家住宅における高齢者向け特定貸家基準住居部分の床面積の当該サービス付き高齢者向け貸家住宅の床面積に対する割合 評価基準により求めた当該高齢者向け特定貸家基準住居部分の価額の当該サービス付き高齢者向け貸家住宅の価額に対する割合

(5) 政令附則第12条第26項 に規定する区分所有に係る耐震基準適合住宅以外の耐震基

(7) 総務省令附則第7条第1項本文

準適合住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該耐震基準適合住宅の床面積に対する割合 評価基準によって求めた当該人の居住の用に供する部分の価額の当該耐震基準により

適合住宅部分の価額に対する割合

(6) 政令附則第12条第26項 に規定する区分所有に係る耐震基準適合住宅における人の

(8) 総務省令附則第7条第1項本文

居住の用に供する部分の床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合 評価基準に
よって求めた当該人の居住の用に供する部分の価額の当該居住用専有部分の価額に対する割
より

合

(7) 政令附則第12条第31項 に規定する特定居住用部分の床面積の当該高齢者等居住改

(9) 総務省令附則第7条第1項本文

修住宅の床面積に対する割合 評価基準によって求めた当該特定居住用部分の価額の当該高
により

齢者等居住改修住宅部分の価額に対する割合

(8) 政令附則第12条第34項 に規定する特定居住用部分の床面積の当該高齢者等居住改

(10) 総務省令附則第7条第1項本文

修専有部分の床面積に対する割合 評価基準によって求めた当該特定居住用部分の価額の当
により

該高齢者等居住改修専有部分の価額に対する割合

- (9) 政令附則第12条第38項 に規定する特定居住用部分の床面積の当該熱損失防止改修
(11) 総務省令附則第7条第1項本文

住宅の床面積に対する割合 評価基準によって求めた当該特定居住用部分の価額の当該熱損
により

失防止改修住宅部分の価額に対する割合

- (10) 政令附則第12条第41項 に規定する特定居住用部分の床面積の当該熱損失改修専有
(12) 総務省令附則第7条第1項本文 熱損失防止改修

部分 の床面積に対する割合 評価基準によって求めた当該特定居住用部分の価額の当該
専有部分 により

熱損失改修専有部分 の価額に対する割合
熱損失防止改修専有部分

- (13) 総務省令附則第7条第1項本文に規定する区分所有に係る特定耐震基準適合住宅以外の特
定耐震基準適合住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該特定耐震基準適合住
宅の床面積に対する割合 評価基準により求めた当該人の居住の用に供する部分の価額の当
該特定耐震基準適合住宅の価額に対する割合

- (14) 総務省令附則第7条第1項本文に規定する区分所有に係る特定耐震基準適合住宅における
人の居住の用に供する部分の床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合 評価基準
により求めた当該人の居住の用に供する部分の価額の当該居住用専有部分の価額に対する割
合

- (15) 総務省令附則第7条第1項本文に規定する特定居住用部分の床面積の当該特定熱損失防止
改修住宅の床面積に対する割合 評価基準により求めた当該特定居住用部分の価額の当該特
定熱損失防止改修住宅の価額に対する割合

- (16) 総務省令附則第7条第1項本文に規定する特定居住用部分の床面積の当該熱損失防止改修
住宅専有部分の床面積に対する割合 評価基準により求めた当該特定居住用部分の価額の当
該熱損失防止改修住宅専有部分の価額に対する割合

- (11) 政令附則第12条第42項及び第43項に規定する区分所有に係る耐震基準適合家屋以外の耐震
(17) 総務省令附則第7条第1項本文

基準適合家屋における当該耐震基準適合家屋の床面積から人の居住の用に供する部分の床面
積を控除して得た床面積の当該耐震基準適合家屋の床面積に対する割合 評価基準によって
により

求めた当該区分所有に係る耐震基準適合家屋以外の耐震基準適合家屋における当該耐震基準
適合家屋の価額から人の居住の用に供する部分の価額を控除して得た価額の当該耐震基準適

合家屋の価額に対する割合

- (12) 政令附則第12条第42項及び第43項に規定する区分所有に係る耐震基準適合家屋における居
(18) 総務省令附則第7条第1項本文

住用専有部分の床面積から人の居住の用に供する部分の床面積を控除して得た床面積の当該
居住用専有部分の床面積に対する割合 評価基準によって求めた当該区分所有に係る耐震基
により

準適合家屋における居住用専有部分の価額から人の居住の用に供する部分の価額を控除して
得た価額の当該居住用専有部分の価額に対する割合

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)

第32条 省 略

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第32条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、次条の規定を除くほか、第14条
及び第16条の規定にかかわらず、大阪府が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行
うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第32条の3 市長は、当分の間、第114条の9及び第114条の10の規定にかかわらず、大阪府知事
が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自
動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告等の特例)

第32条の4 軽自動車税の環境性能割の申告又は報告については、当分の間、第114条の5及び
第114条の6の規定を適用しない。この場合において、当該申告又は報告については、法附則
第29条の11に定めるところによる。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収金の納付の特例等)

第32条の5 軽自動車税の環境性能割に係る徴収金の納付については、当分の間、第14条及び第
114条の5から第114条の7までの規定を適用しない。この場合において、当該徴収金の納付に
ついては、法附則第29条の12に定めるところによる。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第32条の6 本市は、大阪府が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要
する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項各号に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費
として大阪府に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第32条の7 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第114条の3第1項及び第2項（これらの規

定を同条第4項において準用する場合を含む。)並びに同条第3項の規定の適用については、
 当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右
 欄に掲げる字句とする。

第1項(第4項において準用する場合を含む。)	100分の1	100分の0.5
第2項(第4項において準用する場合を含む。)	100分の2	100分の1
第3項	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第114条の3第3項の規定の適用については、当分の
 間、同項中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第33条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車<sup>が初めて道路
 最初の第</sup>

運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番
 113条の2第3項に規定する

号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽
 自動車税の種別割に係る第116条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる
 同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ)A(A)	6,900円	8,200円
第2号ア(ウ)A(B)	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ)B(A)	3,800円	4,500円
第2号ア(ウ)B(B)	5,000円	6,000円

2 省 略

3 法附則第30条第4項各号に掲げる3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用
 いるものに限る。^{次項}において同じ。)に対する第116条の規定の適
 用については、当該軽自動車^{以下この条(第5項を除く。)}

用については、当該軽自動車^{が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番}

号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省 略

4 省 略

5 法附則第30条第6項各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第116条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第116条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第8項各号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第116条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（軽自動車税の特例）

第34条 省 略

2 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指
最初の第113条の2第3項に規定する

定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る第116条及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第116条第2号ア	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
前条第1項の表以外の部分	第116条	附則第34条第2項の規定により読み替えて適用される第116条
前条第1項の表	第2号ア	附則第34条第2項の規定により読み替えて適用される第116条第2号ア
	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

第116条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
第116条第2号ア(ウ)A(A)	6,900円	5,500円
第116条第2号ア(ウ)A(B)	10,800円	7,200円
第116条第2号ア(ウ)B(A)	3,800円	3,000円
第116条第2号ア(ウ)B(B)	5,000円	4,000円
前条第1項の表以外の部分	第116条	附則第34条第2項の規定により読み替えて適用される第116条
前条第1項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	附則第34条第2項の規定により読み替えて適用される第116条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
前条第1項の表第2号ア(ウ)A(A)の項	第2号ア(ウ)A(A)	附則第34条第2項の規定により読み替えて適用される第116条第2号ア(ウ)A(A)
	6,900円	5,500円
前条第1項の表第2号ア(ウ)A(B)の項	第2号ア(ウ)A(B)	附則第34条第2項の規定により読み替えて適用される第116条第2号ア(ウ)A(B)

	10,800円	7,200円
前条第1項の表第2号ア(ウ)B(A)の項	第2号ア(ウ)B(A)	附則第34条第2項の規定により読み替えて適用される第116条第2号ア(ウ)B(A)
	3,800円	3,000円
前条第1項の表第2号ア(ウ)B(B)の項	第2号ア(ウ)B(B)	附則第34条第2項の規定により読み替えて適用される第116条第2号ア(ウ)B(B)
	5,000円	4,000円

(事業所税のうち資産割の課税標準の特例に係る読替規定)

第35条 法附則第33条第5項又は第6項の規定の適用がある事業所税に限り、第144条中「第701条の41」とあるのは「第701条の41又は法附則第33条第5項若しくは第6項」とする。

(上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例)

第36条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等（以下この項において「上場株式等の配当等」という。）を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当所得については、第24条及び第26条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額に対し、同項に規定する上場株式等に係る課税配当所得等の金額の100分の3に相当する金額に相当する所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の100分の4

配当等に係る配当所得については、附則第11条第1項の規定は、適用しない。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある法第313条第13項に規定する申告書を提出した特定配当等申告書

場合（次に掲げる場合を除く。）に限り適用するものとし、所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について第24条及び第26条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない。

(1) 法第313条第13項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 法第313条第13項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき

3 省 略

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第37条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第28条の4第1項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得及び雑所得については、第24条及び第26条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額に対し、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額に相当する所得割を課する。

(1) 土地等に係る課税事業所得等の金額（法附則第33条の3第5項第1号に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額をいう。次号において同じ。）の $\frac{100分の7.2}{100分の9.6}$ に相当する金額

(2) 省 略

2 - 3 省 略

4 第1項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成10年1月1日から平成29年3月31日までの間に行われたものについては、適用しない。
平成32年3月31日

(長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第38条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第24条及び第26条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（以下この項において「長期譲渡所得の金額」という。）に対し、同条第4項に規定する課税長期譲渡所得金額（次条第1項及び第2項並びに附則第40条第1項において「課税長期譲渡所得金額」という。）の $\frac{100分の3}{100分の4}$ に相当する金額に相当する所得割を課する。この場合において、長期譲渡所

得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、市民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす。

2 省 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第39条 昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者
平成32年度

が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条及び附則第41条において同じ。）の譲渡（同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条及び附則第41条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条第1項の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する所得割の額は、前条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する応じ、

額とする。

(1) 課税長期譲渡所得金額が20,000,000円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の

$\frac{100}{100}$ 分の2.4に相当する金額
100分の3.2

(2) 課税長期譲渡所得金額が20,000,000円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

ア $\frac{480,000}{640,000}$ 円

イ 当該課税長期譲渡所得金額から20,000,000円を控除した金額の $\frac{100}{100}$ 分の3に相当する金額

額

2 前項の規定は、昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の
平成32年度

納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する所得割について準用する。

3-4 省略

(居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第40条 所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条の3第1項に規定する譲渡所得を

有する場合には、当該譲渡所得については、附則第38条第1項前段の規定により当該譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対し課する所得割の額は、同項前段の規定にかかわらず、次の

各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1) 課税長期譲渡所得金額が60,000,000円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の
 $\frac{100分の2.4}{100分の3.2}$ に相当する金額

(2) 課税長期譲渡所得金額が60,000,000円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

ア $\frac{1,440,000円}{1,920,000円}$

イ 当該課税長期譲渡所得金額から60,000,000円を控除した金額の $\frac{100分の3}{100分の4}$ に相当する金

額

2 省 略

(短期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第41条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第32条第1項に規定する譲渡所得（同条第2項に規定する譲渡による所得を含む。）を有する場合には、当該譲渡所得については、第24条及び第26条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（以下この項において「短期譲渡所得の金額」という。）に対し、同条第5項に規定する課税短期譲渡所得金額の $\frac{100分の5.4}{100分の7.2}$ に相当する金額に相当する

所得割を課する。この場合において、短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、市民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす。

2 前項に規定する譲渡所得で、その基因となる土地等の譲渡が租税特別措置法第28条の4第3項第1号から第3号までに掲げる譲渡に該当することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものに係る前項の規定の適用については、同項中「 $\frac{100分の5.4}{100分の7.2}$ 」とあるのは

「 $\frac{100分の3}{100分の4}$ 」とする。

3 省 略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る市民税の課税の特例)

第42条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、第24条及び第26条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、同条第5項に規定する一般株式等に係る課税譲渡所得等の

金額の $\frac{100}{100}$ 分の $\frac{3}{4}$ に相当する金額に相当する所得割を課する。この場合において、一般株式等

に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、市民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす。

2 省 略

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る市民税の課税の特例)

第43条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第24条及び第26条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、同条第5項に規定する上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額の $\frac{100}{100}$ 分の $\frac{3}{4}$ に相当する金額に相当する所得割を課する。この場合において、上場株

式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、市民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす。

2 省 略

(先物取引に係る雑所得等に係る市民税の課税の特例)

第44条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第41条の14第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第24条及び第26条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）に対し、同条第4項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額の $\frac{100}{100}$ 分の $\frac{3}{4}$ に相当する金額に相当する所得割を課する。この場合において、先物取引に係る雑

所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、市民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす。

2 省 略

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る市民税の課税の特例)

第47条 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第24条及び第26条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の

同法第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第25条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に $\frac{100分の3}{100分の4}$ の税率を乗じて計算した金額に相当する所得割を課す

る。

2 省 略

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等については、第24条及び第26条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第25条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に $\frac{100分の3}{100分の4}$ の税率を乗じて計算した金額に相当する所得割を課する。

4 前項の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第33条第1項に規定する申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出され次に掲げる申告書をいう。以下この第34条第1項に規定する確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記項において同じ。

載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由がある特例適用配当等申告書

と市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第33条第1項の規定による申告書

(2) 第34条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

5 省 略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る市民税の課税の特例)

第48条 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第24条及び第26条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第25条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から同法第3条の2の2第1項に規定する限度税率（第3項において「限度税率」という。）を控除して得た率に $\frac{5}{5}$ 分の3を $\frac{3}{4}$ 分の4

乗じて得た率（当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、 $\frac{100}{100}$ 分の3の税

率）を乗じて計算した金額に相当する所得割を課する。

2 省 略

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第24条及び第26条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第25条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に $\frac{5}{5}$ 分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同法 $\frac{3}{4}$ 分の4

第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、 $\frac{100}{100}$ 分の3の税率）を乗じて計算した

金額に相当する所得割を課する。

4 前項の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第33条

33条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時約適用配当等申告書（

までに提出されたもの及びその時まで提出された第34条第1項に規定する確定申告書を含むに掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。

む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書 にそ
条約適用配当等申告書

の記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第33条第1項の規定による申告書

(2) 第34条第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

5 省 略